

# 骨子案 山梨県都市公園条例(改正案) 及び 山梨県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(仮称)

関係省令	都市公園法施行令(昭和31年政令第290号) 及び 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第115号)
------	--

「山梨県都市公園条例改正(案)」の概要

【 都市公園法施行令の変更等対象条文一覧 】

《都市公園の設置》

**第1条** 都市公園の配置及び規模に関する技術的基準

**第1条の2** 住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準

**第2条** 地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準

**第3条** 国が設置する都市公園の配置、規模、位置及び区域選定並びに整備の基準

**第4条** 立体都市公園の設置基準

**第5条** 公園施設の種類の

**第6条** 公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等

凡 例

- : 条例化適用外
- : 独自基準
- : 省令参照項目

「山梨県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(仮称)」の概要

【 省令の変更等対象条文一覧 】

《総則》

**第1条** 趣旨

**第2条** 一時使用目的の特定公園施設

**第3条** 園路及び広場

**第4条** 屋根付広場

**第5条** 休憩所及び管理事務所

**第6条** 野外劇場及び野外音楽堂

**第7条** 駐車場

**第8条** 便所

**第9条** (便房)

**第10条** (高齢者、障害者の円滑な利用に適した構造を有する便所)

**第11条** 水飲場及び手洗場

**第12条** 掲示板及び標識

**第13条** (掲示板及び標識の設置位置)

凡 例

- : 独自基準
- : 省令参照項目

※()は省令に記述なし(内容表示)

【 条例化の目的と考え方 】

	省 令	参酌すべき基準	目 的	考 え 方
適用外化	第1条 第3条 ～ 第5条	—	—	条例委任の適用外。
山梨県独自の基準	第1条の2	住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準	1. 現行の基準の概要(都市公園法施行令第1条の2 参照)	今後も都市公園整備が必要であることから、「県民一人当たりの公園面積」として県の標準を設けることとする。  県民一人当たり 10 m <sup>2</sup> 以上
都市公園法施行令参酌項目	第2条	地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準	1. 現行の基準の概要(都市公園法施行令第2条 参照)	—
	第6条	公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等	1. 現行の基準の概要(都市公園法施行令第6条 参照)	—

【 条例化の目的と考え方 】

	省 令	参酌すべき基準	目 的	考 え 方	
山梨県独自の基準	第3条	園路及び広場 2 通路 イ	通路幅の最小値 120cm	幅員の狭い通路(園路)について、車いすの人がすれ違えるように幅を広くし、高齢者や障害者が安全で円滑に移動できるようにする。	通路幅の最小値を135cmとする。
		園路及び広場 2 通路 ト	現行の省令に該当する条文なし	通路を横断する排水溝の蓋についての基準を設け、杖や車いすのキャスターが落ちないようにする。	条文「通路を横断する排水溝を設ける場合は、排水溝のふたはつえ及び車いすのキャスターが落ちないものとする。」を追加
		園路及び広場 5 傾斜路	通路幅の最小値 120cm	傾斜路について、車いすの人がすれ違えるように幅を広くし、高齢者や障害者が安全で円滑に移動できるようにする。	通路幅の最小値を135cmとする。
	第4条	屋根付広場	出入口の幅の最小値 80cm	出入口の幅について車いすが余裕をもって通過できるようにする。	出入口の幅の最小値を90cmとする。
	第5条	休憩所及び管理事務所	出入口の幅の最小値 80cm	出入口や戸の幅について車いすが余裕をもって通過できるようにする。	出入口の幅の最小値を90cmとする。
	第6条	野外劇場及び野外音楽堂	現行の省令に該当する条文なし 車いす使用者用観覧スペースの奥行き 120cm以上	収容定員が千人を超えるような施設には聴覚者の聴力を補うための設備を設けるようにする。 車いす使用者用観覧スペースの大きさを余裕のある大きさにする。	条文「収容定員が千以上の場合は、聴覚者の聴力を補うための設備を設けること。」を追加 車いす使用者用観覧スペースの奥行き130cm以上
	第7条	駐車場	現行の省令に該当する条文なし	車いす使用者用駐車場を施設の出入口から近い場所とし高齢者や障害者が安全で円滑に移動できるようにする。	条文「施設の出入口に近い位置に設けること」を追加
	第8条	便所	現行の省令に該当する条文なし	便房、便器についての基準を追加し、高齢者や障害者が安全に利用できるようにする。	条文「便房を設ける場合は、一以上の便房を次に掲げる基準に適合させること。」「便器は、腰掛式とすること。」「手すりを設けること」を追加
省令参照項目	上記以外の条項	—	—	—	本県の実情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。